

## 高千穂通りデザイン検討会の設置について

### 1 目的

高千穂通りにおいて人中心の道路空間を整備するにあたり、道路施設及び道路付属物等のデザインや利活用の手法を検討するため、学識経験者や関係団体などからなる高千穂通りデザイン検討会を設置する。

### 2 所掌事務

県が実施する高千穂通り再整備に係る実施設計に対して、施設配置やデザインを検討するとともに、利活用に必要な事項について検討する。

### 3 主な検討事項

- (1) 高千穂通りの施設配置や形態、意匠、色彩等のデザインに関すること。
- (2) 高千穂通りの占用ルールや道路空間利活用の推進体制に関すること。
- (3) その他、上記の目的達成のために必要な事項に関すること。

### 4 今後のスケジュール

令和6年4月 第1回検討会の開催  
7月 第2回検討会の開催  
12月 第3回検討会の開催  
令和7年3月 第4回検討会の開催

### 5 施行日

令和6年3月15日を予定

## 高千穂通りデザイン検討会設置要綱（案）

令和6年3月15日

県土整備部都市計画課

### （設置）

第1条 高千穂通りにおいて人中心の道路空間を整備するにあたり、道路施設及び道路付属物等のデザインや利活用の手法について検討を行うため、「高千穂通りデザイン検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

### （検討事項）

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- （1）高千穂通りの施設配置や形態、意匠、色彩等のデザインに関する事
- （2）高千穂通りの占用ルールや道路空間利活用の推進体制に関する事
- （3）その他、前条の目的達成のために必要な事項に関する事

### （構成）

第3条 検討会は、別表に掲げる会員をもって構成する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、就任の日から本要綱が廃止される日までとする。

### （検討会）

第5条 検討会は、会長が招集する。

- 2 検討会に会長を置き、会員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ会員のうちから指名する者が、その職務を代理する。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （ワーキンググループ）

第6条 検討会に諮る検討事項等について、素案のとりまとめ等の作業を行うため、「高千穂通りデザイン検討会ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

- 2 ワーキンググループの設置に関し必要な事項は、別に定める。

### （庶務）

第7条 検討会の庶務は、県土整備部都市計画課、宮崎土木事務所道路課において処理する。

### （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

別表（第2条関係）高千穂通りデザイン検討会会員

区分	分野	所属		職名	
学識経験者	交通・都市計画	宮崎大学 地域資源創成学部		特別教授	
	土木・デザイン	熊本大学 水循環・減災研究教育センター		教授	
	まちづくり	宮崎大学 地域資源創成学部		講師	
専門家	造園	日本樹木医会宮崎県支部		支部長	
	建築	(一社)宮崎県建築士会		常務理事	
活動団体	植栽	花みちプロジェクト		リーダー	
道路利用者	関係団体	(合)カネック (四季通り商店街、デザイン・コーディネーター)		代表	
		NTTアーバンソリューションズ(株) 街づくり推進本部		課長	
交通事業者	バス事業者	宮崎交通(株) バス業務部 バス事業戦略課		課長	
物流事業者	関係団体	(一社)宮崎県トラック協会		常務理事	
行政	宮崎県	県土整備部	道路保全課	課長	
			都市計画課	課長	
			美しい宮崎づくり推進室	室長	
			宮崎土木事務所	所長	
	宮崎市	都市整備部	危機管理部	地域安全課	課長
			都市計画課	課長	
			まちづくり課	課長	
			景観課	課長	
	国土交通省	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所 計画課		課長

## 高千穂通りデザイン検討会ワーキンググループ設置要綱（案）

令和 6 年 3 月 1 5 日

県土整備部都市計画課

### （設置）

第1条 高千穂通りデザイン検討会（以下「検討会」という。）において審議する道路施設及び道路付属物等のデザインや利活用の手法について、検討会に諮る素案のとりまとめ等の作業を行うため、高千穂通りデザイン検討会設置要綱（令和 6 年 月 日県土整備部都市計画課定め）第6条第1項の規定に基づき、高千穂通りデザイン検討会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

### （作業事項）

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について、素案のとりまとめ等の作業を行う。

- （1）高千穂通りの施設配置や形態、意匠、色彩等のデザインに関する事
- （2）高千穂通りの占有ルールや道路空間利活用の推進体制に関する事
- （3）その他、前条の目的達成のために必要な事項に関する事

### （組織）

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げるメンバーをもって構成する。

### （設置期間）

第4条 ワーキンググループの設置期間は、検討会が廃止される日までとする。

### （運営）

第5条 ワーキンググループには、座長を置かず、事務局が会を進行する。

2 ワーキンググループは、必要に応じメンバー以外の関係者等の参加を求め、意見を聴くことができる。

### （事務局）

第6条 ワーキンググループの事務局は、県土整備部都市計画課、宮崎土木事務所道路課に置く。

### （雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループに諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

別表（第3条関係）高千穂通りデザイン検討会ワーキンググループメンバー

区 分	分 野	所 属		役職・担当・係名
学識経験者	土木・デザイン	熊本大学 水循環・減災研究教育センター		教授
	まちづくり	宮崎大学 地域資源創成学部		講師
活動団体	植 栽	花みちプロジェクト		リーダー
道路利用者	関係団体	(合)カネック (四季通り商店街、デザイン・コーディネーター)		代表
		NTT アーバンソリューションズ(株) 街づくり推進本部		エリア担当
行 政	宮崎県	県土整備部	都市計画課	街路・まちづくり担当 美しい宮崎づくり推進担当
			宮崎土木事務所	道路建設担当 道路保全担当 管理担当
	宮崎市	都市整備部	まちづくり課	企画係 整備推進係
	国土交通省	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所 計画課	専門官

## 高千穂通りデザイン検討会の会議の傍聴に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、高千穂通りデザイン検討会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員（報道関係者を含まない。）は、概ね10人とする。

（傍聴手続）

第3条 傍聴を希望する者は、会議開催当日に開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて申し込むものとする。

2 傍聴の申込みは、会議開会予定時刻の10分前を目処に、先着順に定員に達するまで認める。

（傍聴を認めない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。ただし、会長が許可した場合はこの限りではない。

（1）他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

（2）張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

（3）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（4）テレビ、ラジオ、拡声器、無線機、映写機の類を携帯している者。

（5）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

（6）酒気を帯びていると認められる者

（7）会議の場にふさわしくない服装の者

（8）その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（9）児童及び乳幼児

（傍聴人心得の交付）

第5条 傍聴人には別紙の傍聴人心得を交付し、傍聴人はその内容を遵守しなければならない。

（会長の指示）

第6条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、令和6年3月15日から施行する。

## 高千穂通りデザイン検討会 傍聴人心得(案)

高千穂通りデザイン検討会の会議（以下「会議」という。）を傍聴される方は、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

- 1 会議開催中は静粛に傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- 2 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- 3 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 4 携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- 5 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 6 その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(注) これらの事項を守らない場合、その他会長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。